

別表 1

事業内容	補助限度額	補助事業者	提出機関
アダプトPR看板 (固定) 製作・設置	見積額の1/2 ただし、15万円を上限とする。	秋田県秋田地域振興局 建設部部長とプログラムに関する確認書を締結した団体	秋田県秋田地域振興局 建設部
アダプト作業看板 (移動) 製作	見積額の1/2 ただし、2万円を上限とする。		

- ※1 見積額は消費税相当額を含む金額とする。
 ※2 見積額は資機材費（材料購入・製作及び据付等）を含む金額とする。
 ※3 固定看板は1団体につき1基までとする。
 ※4 移動看板は1団体につき2基／組までとする。
 ※5 既に看板が設置されている場合は、補助の対象としない。

別表 2

軽微な変更

経費の配分の変更	事業の内容の変更
「経費項目の新設、変更又は廃止」以外の変更	「事業主体の変更」以外の変更